

京都広域再エネグリッド構築に関する参画事業者（小売電気事業者）
募集に関する要領

1 目的

本市では、京都市脱炭素先行地域^{※1}における「脱炭素転換を支える基盤的取組」として、脱炭素先行地域における電力需要家（以下「需要家」という。）に対して、安定的に再エネ100%電力^{※2}を供給するため、本市、小売電気事業者、発電事業者で構成する「京都広域再エネグリッド協議会（以下「協議会」という。）」の設置を予定している。

協議会は、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量正味ゼロの実現と地域コミュニティの活性化に資する事業を実施することを目的とするものであり、本要領では、協議会に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）のうち、小売電気事業者の募集及び選定に当たって必要な事項を定める。

※1 京都市脱炭素先行地域計画の概要については、

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000305694.html>

>京都市脱炭素先行地域 概要 を参照

※2 本要領でいう「再エネ100%電力」とは、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力を調達し、その電力によって当該需要家の電力需要を全て賄うこという。ただし、再生可能エネルギー由来以外の電力（相対契約や日本電力卸売取引所で調達した電力等）や環境価値が訴求できないFIT電気を調達した場合、再エネ由来J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書（再エネ指定）を組み合わせて用いることで、実質的に「再エネ100%電力」とみなすことができる。

2 募集概要

（1）参画事業者の役割

安定的に再エネ100%電力を供給するに当たっては、小売電気事業や発電事業といった事業種の異なる複数の事業者間の連携が不可欠である。そのため、参画事業者は、参画事業者間で連携して、需要家に対して、再エネ電力を供給するとともに、地域コミュニティの活性化に資する、利益を地域に還元する地域貢献型の事業を実施する。

（2）参画事業者（小売電気事業者）が実施する事業の内容

参画事業者（小売電気事業者）は、以下に明示する事項を全て実施する。

実施時期は、協議会発足後速やかに着手するものであるが、アの再エネ調達に当たっては、今後整備予定の本市遊休地を活用したメガソーラー発電事業者との連携を優先して行うこと。

なお、想定される電力需要量等は「別紙：民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの取組について」を参照。

- ア 再エネの発電設備からの調達を中心に電力調達を行い、需要家に対して、安定供給可能な再エネ100%電力プランを実現すること。
- イ 有する技術や実績等を活かし、寺社等の文化遺産をはじめとする需要家を集めて再エネ転換を促進すること。
- ウ ダイナミックプライシングやデマンドレスポンスの実施など、需要家の脱炭素行動を促進するための取組を実施すること。
- エ 電力量料金の一部を、地域コミュニティの活性化を目的とする文化遺産や商店街等における取組の活動費として寄付する仕組みを構築し、当該取組を支援すること。

(3) 事業実施等の経費

事業に要する経費は参画事業者が負担することとし、本市は負担しない。
なお、需要家が導入する再エネ設備や省エネ機器に関して、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用することができる。

3 募集スケジュール

参画申込書等受付期間	令和5年1月13日（金）～1月27日（金）
質問受付期間	令和5年1月13日（金）～1月20日（金）
応募者の審査・候補者の選定	令和5年1月下旬
候補者との協議	令和5年1月下旬以降
京都広域再エネグリッド構築に関する連携協定締結	令和5年2月上旬

4 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関与していない者
- (5) その他京都市の公共機関としての社会的な信頼及び公平性を損なうおそれのな

い者

- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者であること。
- (7) 事業実績
- ア 再生可能エネルギーの発電設備（FIT電気を含む）からの調達を中心（50%以上）とした電力調達を行っていること。
 - イ 経済産業省の「電力の小売営業に関する指針」に基づき、電源構成等の適切な情報開示をしていること。
 - ウ 石炭火力発電所の所有や直接契約のいずれもないこと。

5 応募手続等

応募手続は、次のとおり行うこととする。

(1) 応募書類

応募者は、以下のア～エに示す書類を提出すること。

- ア 参画申込書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
 - 本要領2（2）の各項目について、事業計画書を作成すること。
なお、2（2）の事業内容は最低限実施するものであり、事業計画書には、本要領の記載内容に加えて、事業者が独自で実施する取組等についても可能な限り具体的に記載すること。
- ウ 事業実績申告書（様式3）
- エ 応募資格関係確認書類
 - ・誓約書（応募資格関係）（様式4）
 - ・電気事業法の小売電気事業の登録を証する書類の写し
 - ・過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表（写し）
 - ・その他参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）
本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。
 - ・登記簿謄本（履歴事項全部証明）※1
 - ・印鑑証明書※1
 - ・納税証明書（国税等）※1
 - ・納税証明書（京都市税）該当者のみ※1
 - ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）※2
 - ・京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式）※3

※1 申請日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/0404buppin/sanka0404buppin>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

(2) 提出方法

- ア 受付期間 令和5年1月13日（金）から1月27日（金）午後5時まで
(土曜日、日曜日除く)
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ・持参の場合：受付期間は、午前10時から午後5時まで
 - ・郵送の場合：令和5年1月27日（金）午後5時必着
- ウ 提出先 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：河合、濱田）

(3) 応募が無効となる場合

参画申込書等が次の項目に該当する場合には、応募を無効とする場合がある。

- ア 書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募資格に該当しないことが判明した場合
- ウ 参画申込書の審査において基準を満たさないと判断された場合
- エ 事業者の選定に係る公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 要領に記載の実施事項が事業計画書に記載されていない場合

(4) 質問及び回答

本要領に関する質問は文書（様式自由）による方法とし、令和5年1月20日（金）午後5時までに電子メールで提出し、メール送付後、電話で担当者に受信を確認すること。

全ての質問及び回答については、京都市情報館に質問者を特定できる情報を削除したうえで令和5年1月24日（火）までに公表する。

なお、回答は本要領と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

電子メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp

京都市情報館：<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

（京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載）

6 参画事業者の決定等

(1) 選定方法

「京都広域再エネグリッド構築に関する参画事業者（小売電気事業者）選定委員会」において、協議会に参画する事業者として最も適した候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

（2）評価項目及び評価基準

選定委員会の委員は、以下の評価基準について採点を行い、各委員の評価点の合計（合計点）が満点の6割を超える、かつ応募者の中で最も高い合計点を得た者を候補者として選定する。

なお、必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

合計点が同等の者が複数ある場合は、くじ引きにより候補者を選定する。応募者が1者の場合は、採点の結果、合計点が満点の6割を超える、かつ審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に候補者として選定することとする。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも候補者として選定しないことがある。また、応募者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合や必須項目への記載がない場合については候補者としない。

評価基準	評価のポイント
提案内容（75点）	<ul style="list-style-type: none">・安定供給可能な再エネ100%電力プランの電源構成について、再エネの発電設備（FIT電気含む）からの調達割合が大きいか。・安定供給、契約手続の対応などの内容が具体的で事業が円滑に実施できる提案内容であるか。・需要家を集める手法検討が具体的かつ効果的であるか。・需要家の脱炭素行動促進の取組検討が具体的かつ効果的であるか。・電力量料金の一部を地域活動費として支援する仕組みの内容が具体的かつ効果的であるか。
事業実績（10点）	<ul style="list-style-type: none">・再エネ発電設備（FIT電気含む）からの調達を中心として電力調達を行っているか。・電源構成等の適切な情報開示を行っているか。
事業主体（10点）	<ul style="list-style-type: none">・健全な財務状況にあるか。・本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか。
社会課題解決（5点）	<ul style="list-style-type: none">・ISO14001、KES等社会課題の解決に貢献する認証を取得しているか。

（3）選定結果の通知

応募者に対して、速やかに、選定結果を書面にて通知する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面で、京都市環境政策局地球温暖化対策室まで提出すること。

（4）選定結果の公表

候補者を選定した後に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

7 協議会の設立について

候補者の選定後、本市及び候補者により事業内容等を協議のうえ、協議会設立に関する協定書を締結する。

8 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：河合、濱田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号：075-222-4555 FAX：075-211-9286

電子メール：ge@city.kyoto.lg.jp

受付時間：平日午前9時から午後5時まで